

1. 件 名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の設計及び工事の計画の承認申請（固体減速炉心用燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年6月2日（木）17時05分～17時40分
3. 場 所
 - （1）原子力規制庁 10階南会議室
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職、三好技術参与
原子力規制部 専門検査部門
松本主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
 - 資料1：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書（KUCA固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）
 - 資料2：技術基準規則との対応表
 - 資料3：第二十二条第1項、第2項についての評価計算書

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	そうしましたら京都大学複合原子力開発研究所の原子炉施設、K U C A の固体減速炉心用系濃縮燃料要素の計画に関わるヒアリングを始めたい と思います。
0:00:15	そうしましたら、資料に沿って説明の方よろしくお願いいたします。
0:00:20	はい。京都大学の喜多村でございます本日もお時間をとっていただきま してありがとうございます。それでは早速ですけれども資料の説明の方 に入らせていただきます資料、
0:00:30	それですねこちらの参加者ですけれども、ミサワタカハシキタムラの 3名でございます。
0:00:39	それから、よろしいでしょうか。
0:00:44	はい。こちらの出席者ですけれど、カトウモチヅキミヨシ、それとあ と、専門検査のマツモト、それと遅れてですね、フジモリさんの方が正 されます。
0:01:00	はい。京大の北村です。それでは資料の方説明させていただきたいと思 います。説明の方はタカハシの方からさせていただきます。よろしくお 願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:12	京都大学の高橋です。よろしくお願いいたします。それではですねお手元にございます資料に基づきまして、先日5月の23日付で申請をさせていただきます。
0:01:28	KUCAの設工認申請についてご説明差し上げます。
0:01:32	まず初めに申請の概要でございますが、
0:01:36	先日、ヒアリングを行わせていただきました軽水に続きまして、今回のKUCAの研修の本体の燃料体の
0:01:45	燃料体として使用いたします。答える作るCEOの低濃縮ウラン燃料ですね、以下、燃料要素と故障させていただきますが、
0:01:55	こちらの製作についていろいろ、
0:01:59	示せます審査に関するものでございます。
0:02:03	こちらですすねすでに認証設置分校承認申請において仕様等については、ご確認をいただいているところでございますが、今回の設工認申請においてはですね、
0:02:15	杉井大杉と同様ですね設置文庫照合申請における、固体減速の進展濃縮の任意との記載と整合しているかどうかを確認いただくとともにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	技術基準規則との適合性について誤解をいただくということになろうか と思います。
0:02:33	次のページに移りまして、ここに示しております図というのが、製作す る燃料要素になります。
0:02:41	こちらの方2左の図にあるようなですね年分をですね製作をさせていた だきまして、
0:02:51	こちらのニーズをに示し、図に示しているようなさや管に挿入して、支 援をするということになります。
0:03:02	今回の申請におきましては、赤枠で囲っております、こちらの燃料要素 についての申請になるというものでございます。
0:03:13	次のページがですね製作する燃料要素の詳細図面ということにはなりま すが、このような先方のものをですね、今回製作するということになり ます。
0:03:28	こちら上のほうの図にですね被覆材であると燃料芯材というものがござい まして、この被覆材の中に燃料芯材が入るという構造になっておりま す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:43	今回の図面では赤点線になっている部分は融雪部になるんですけども、次のページにございますような図面、こちらの図面がですね被覆材に関しての図面になっておりまして、
0:04:00	下の図に示すような形で運用新参が入り、蓋をして、
0:04:06	指令しましたような部分について動物の溶接を行うというものでございます。
0:04:14	続きまして、原子炉設置変更承認申請における定員職安水との記載ということで、左の方に設置変更承認申請における内容、
0:04:29	右側に施工妊娠制度の記載項目ということで示させていただいております。
0:04:37	左の方に本文の内容が記載されておりまして、
0:04:42	それに該当する設置購入申請書の記載項目が記載されているというものでございます。
0:04:51	まず本文につきまして
0:04:54	試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備ということで燃料体のところにございます燃料材の種類ですね。
0:05:04	浦モリブデンアルミニウム分散型燃料とかですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	その主成分とか割合について濃縮度ですね、記載されておりますが、こちらについては設工認申請における、
0:05:16	3 ポツ 1 ポツ 2 の燃料要素、燃料代の使用の部分に記載をしておりま
0:05:22	同様に被覆材の処理ということで、
0:05:26	セーチンご承認時に記載されている内容というのは、建設購入申請の 3
0:05:38	三面要素の構造というものにつきましても、こういった寸法での記載が
0:05:54	記載をしております。次のページに移りまして、添付書類 8 に記載され
0:06:02	低濃縮ウランの新しい答えやすく、きちんとして、濃縮度等をですね、
0:06:10	記載しておりますが、そちらは設工認申請において、3 ポツ 1 ポツ 1 と
	3 ポツ 2 ポツ 3 の部分に、その内容が記載されているというものでござ
	います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:22	続きますして8号の2の燃料体についての説明ですね、こちらに書かれているような内容につきましては、設工認申請における3×1ポツ2、3ポツ2ポツ1の部分に、
0:06:37	その内容が記載されているということでございます。
0:06:41	被覆材の種類、次のページに移りまして被覆材の承認についての設置変更に記載されている内容というのは、その購入申請の中の食材の使用部分等に記載をさせていただいております。
0:06:56	まだ通り燃料要素の構造ですね、先方とかですね重量等を示している内容につきましては、
0:07:06	設工認申請のですね燃料材の使用云々ですね、あとは、
0:07:11	言えばそこに寸法とかですね燃料要素の寸法というものを記載させていただいているというものでございます。
0:07:19	こちらは申請書のところに、
0:07:21	記載させていただいております。整合表のですね添付書類の正誤表のところに、その対応する部分というのが記載をされております。
0:07:33	続きますして設計条件になりますが、こちらは申請書に記載されている内容を、こちらの説明資料の方に書かせていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:44	まず 3×1 ポツ 1 として炉心水位に関する制限として、炉心への最大挿入量がこのような値となっております。
0:07:54	そん物 1 ポツに燃料要素の燃料材の種類としましては、ランメル流の分散型燃料ですね。
0:08:02	そちらの主成分は 4000 年とし、ウランというのをこの割合で分、
0:08:09	割合入れてですね山上町に分散させているというものでございます。
0:08:13	濃縮度はこちらに示した通りです。被覆財務省につきましては耐食性のあるもの、かつ、(3) として燃料要素の構造としては、ここに示させていただいております寸法となります。
0:08:28	ですねこの燃料要素を、ここに示しているような寸法のさや管に挿入して使用をいたします。
0:08:37	続いて設計手法としてまず燃料材の主要なんですけどもアルミニウムの粉末としてはこの合金、u 震災の粉末としては、濃縮度、
0:08:48	ウランモリブデン重量比というものがこのような値となっております。
0:08:53	裏をシリサイドコンパクトですね燃料芯材につきましては、いろいろ乳酸容量とかウラン密度とか寸法というのは、こちらに記載しているものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:05	すいませんここ燃料代の仕事を書いておりますが、失礼しましたこちら
0:09:11	被覆材の使用になりますね。被覆材の使用がアルミニウム合金というこ とでこちらに示しているものを使用したいと思っております。
0:09:22	続いて燃料要素の仕様として先方比複雑さ、数量等をこのように記載し ております。
0:09:31	その他といたしまして燃料要素 1 枚ごとに I D の刻印を行う、国民のう ちは燃料芯材部以外とするということを、設工認申請には記載しており ます。
0:09:42	以下の設計仕様につきましては、設工認申請書の添付書類ですね、の整 合性に関する説明書において接合性を確認しております。
0:09:54	続きまして工事の方法及び手順ということになりますが、左の図に示し ておりますような手順を、にしたがって製作を行います。
0:10:06	製作に際しましてはですね製作工場ですね状況、
0:10:12	ではですね輸送に関わる P P 上の区分の関係から、燃料要素がですね 2 回ないしは 3 回輸送において、本邦に到着する予定として計画をしてお ります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	本工事はですね製作の工程並びに輸送に係る状況を踏まえ、申請書にあります図にですね左の図の方法を、2回ないし3回を実施することになるということとなります。
0:10:39	そこでですね製作が完了したものから、週内事業者検査を実施し、使用前確認を受けたいというふうに考えている次第でございます。
0:10:51	今回の申請ではですね冒頭に申し上げました通り、燃料の製作までですね、としておりまして、実際に炉心に装荷して使用するまでの検査等の方法につきましては、
0:11:04	別途確認を行う予定としておりますこちらについては、ご相談をさせていただければと思っておる次第です。
0:11:12	続きまして試験検査の項目になりますが、こちらの申請書に記載している内容になりますが、まず初めに構造強度及びの確認に関わる検査といたしまして、
0:11:26	1に農業材材料検査として、(1)、ある粉末にオーニング分別についての検査を示したような検査を行うとしております。
0:11:40	続きまして(3)としてアンネ連合インパクトの燃料芯材に関する検査として、片括弧123に示しております検査を行うということにして、計画しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	2として伏在検査として、括弧123にございます。検査をそれぞれ行う ということで計画をしております。
0:12:04	3ポツとして燃料要素検査といたしまして、ここに示しております1か ら6人93。
0:12:14	実施すると。
0:12:16	いうことで、計画をしております。こちら検査の流れにつきましては 先ほどの工事の方法及び下旬に示しております図。
0:12:26	の部分と、に
0:12:29	示したフローに従って行うということになります。
0:12:34	続いて機能及び性能の確認に関わるに関する検査でございますが、こち らは該当はございません。
0:12:45	これ三つ目に本申請に関わる工事が本申請に従って行われたものがある ことの確認に関わる検査として、
0:12:53	1ポツは、設計変更が生じた構築地点に対する企業性確認検査の結果と して適合性確認ケースと呼んでおりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:03	こちらの検査と二つに示しております。品質マネジメントしていくシステムに関わる検査ですね、を実施するというで計画をしております。
0:13:16	続きましては技術基準規則との整合性についてということでこのページ17ページと18、
0:13:25	7ページですねすべての条項に対しても、
0:13:29	必要な部分というものを記載しております、
0:13:33	今回の申請に関わるものとしたしましては、第六条、八条第11条、第22条が該当するということになるということで申請書のほうには記載させていただきます。
0:13:51	別資料になりますが、ヒアリング資料2としてですね、
0:13:59	すべての条項ですね、に関する、
0:14:04	麻痺を該当しない説明も加えてですね、表にまとめさせていただきます。
0:14:13	こちらはすべてご説明差し上げるちょっと時間を要するというで本日はこちらの部分については割愛をさせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:24	で今回の該当する部分ですね、についていかが以下に説明をしております。
0:14:31	まず初めに第6条といたしまして地震による損傷の防止ということで第6条ございますが、6条の第1項につきましては、当該燃料要素は、耐震Cクラスを満足するものとしておりまして、
0:14:47	燃料要素自体は耐震部材ではなく、裁判に挿入して使用されるため、善良要素の耐震性は耐震Cクラスの成果の耐震性によって確保されるものであると。
0:14:58	燃料要素挿入車載間の耐震性については、今後検討した結果、第1、1項に適合する設計となっているということで説明をさせていただきます。
0:15:09	第2項第3号については、耐震重要施設ではないため対象を検討しております。
0:15:16	続きまして第8条、外部からの衝撃による損傷の防止といたしまして、第1項第2項について、
0:15:26	説明をしております。まず(1)として自然現象に関わるもの、第(2)として人為事象に関わるものを、(3)適合性確認の基本方針といたしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	記載をさせていただいております。
0:15:42	で、申請は詳細というのは各自然現象とかですね人為事象について考え 得る項目について、申請書の通り説明を差し上げておるところで、
0:15:55	適合性について確認がされているというものでございます。
0:16:01	第 8 条の第 3 項第 4 項について、
0:16:05	ですが、まず第 3 項は営業所施設を船舶に設置する場合の規定であるこ と。第 4 号の航空機落下はですね実用の実用発電用原子炉施設への航空 機落下確率の評価基準について、
0:16:20	これに基づいて、評価した結果、防護措置の要否を判断する基準をコー ルディング等については設置承認を受けていることから、適用外である というふうにしております。
0:16:34	続きまして第 11 条機能の確認等に関するところでございますが、本審 査、
0:16:42	制の対象である燃料要素は、運転により燃料要素に蓄積される核分裂生 成物がわずかであり、運転後においても燃料装直接取り扱えることが取 り扱うことができると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	<p>ということで安全を確保する上で必要な機能の確認をするための試験または検査及びこれらの機能を健全に実際の保守が可能であるというものでございます。</p>
0:17:06	<p>第 22 条が最後になります。第 22 条炉心等に関しまして、第 1 項第 2 項についてなんですけれども、申請の対象である燃料要素は、技術基準規則に基づき、</p>
0:17:22	<p>最高出力中負荷荷重をそのための椅子に加わる負荷に大量に設計していることを媒介に示すとしております。評価計算により、以下には以下に示すといえますか参考資料ですね本日は参考資料にしておりますが、</p>
0:17:36	<p>参考資料に引用しました、評価点 3 により確認しております。</p>
0:17:41	<p>設計上要求される耐圧強度を確認、確保しております。</p>
0:17:47	<p>ですね答えやすく炉心というものは 10 月完了から通常運転時の最大圧力 100 あって、運転時の異常な過渡変化時、各委員会においても、</p>
0:17:57	<p>最高使用が 100 未満となりまして、農業審査及び被覆材による有意な相互作用はございません。また、材料検査、外観検査及び寸法検査を実施し、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	適切な材料及び構造であることを確認することにしております。 第3項につきましては、炉心を冷却を必要としておりません。また減速材及び反射材は答えであるため、
0:18:21	冷却材の循環等による損傷を生じさせる恐れのある振動は発生しません。
0:18:29	このため同条第3項の規定は適用該当させていただきます。
0:18:35	資料3と申しますか先ほど申し上げました通り、参考資料といたしましてですね。
0:18:46	要する、
0:18:51	ぎ原子炉等の技術基準に関する規則との整合性に関する説明書第22条第1項第2項についての評価計算書として、
0:19:00	添付の資料をつけさせていただいております。
0:19:03	こちらではですね、簡単な概要を説明させていただきますと、
0:19:08	今回の負荷荷重がかかるですねあるMEのボックスのお弁当箱のようなものなんですけども、こちらに関わる負荷、
0:19:18	についてですね計算を行いまして、負荷過剰に計算し、してですねそれが燃料被覆耐力によりも小さい上も小さいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:30	ということで、燃料要素自体が負荷荷重に耐えられるということを説明させていただいている資料になります。
0:19:38	以上京大からの説明となります。
0:19:45	はい、ありがとうございます。何か確認したい事項があったら、お願いいたします。
0:19:53	田野カトウだとちょっと県目のための確認なんです。する等、
0:20:00	それと 12 ページ目のところに、
0:20:04	工事の方法及び手順のところで実際にですね、
0:20:08	全体については人の計画までっていう機会なんですけれど、こちらのこ とながら、今回の設工認自体も、
0:20:20	燃料の製作までっていう理解でよろしいんですかね。
0:20:27	影響度合いタカハシですはいおっしゃる通りで今回の申請は燃料の製作 までということをお願いしたいと思います。
0:20:36	それともう 1 点、今度 23 ページ目のところで、これちょっと教えてい ただきたいわけなんですけれど、
0:20:44	第 1 項第 2 項について適合性の説明で、行目からなお書きになっていて ね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:52	答えの炉心は上厚下に置かれ、最大 29 億 100 ワット。
0:20:59	異常なカトウ委員会においても、参考使用温度は 100 度未満となっているんですけど、具体的には何度ぐらいなんですかね。
0:21:16	京大節で少しお時間いただいていいですかちょっと確認します。
0:21:25	他ありますか。
0:21:35	えっと、専門検査のマツモトです。1 点だけなんですけど、
0:21:40	ちょっとこの筧栗田ちょっとまずいというところだけ、し指摘だけお話だけしときます。15 ページの、
0:21:51	運用検査なんですけども、作る家具重量っていうことで確認することになってるんですけども、
0:22:01	製作をですね複数回に分けるのであれば、これだと、この判定基準だと全部作らないと、合格がです出せないですよということになります。
0:22:12	うんで、ちょっとこここのところの書きぶりシステム気をつけて書いていただければありがたいなと思います。以上です。
0:22:21	京都大学タカハシです。ご指摘ありがとうございます。確かにちょっと私もこの資料を作る上でですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:27	ここの記載をこういった形にすると、確かに全部終わらないとできないのかなというところも少し思っておりましたので、先ほど松本さんからいただいたコメントの通りですねその都度ですね、それを担保できるような記載に変更したいと思います。どうもありがとうございます。
0:22:54	生徒のニュースです。ちょっと
0:22:59	封筒とか、この辺について1点確認したいんですけども、
0:23:06	燃料用との外径については、
0:23:14	3ページで、
0:23:16	麻薬と書いてありますけど、
0:23:19	5ページ目の方で、
0:23:21	その講座も含めて、寸法が入ってるんですけども、
0:23:27	燃料芯材ですね、燃料近在の方は、
0:23:32	3ページに、約7センチっていう、
0:23:36	ものがありますけども、
0:23:42	5ページの方に、
0:23:44	は、燃料要素の、
0:23:47	丸2の方の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	被覆材の寸法あるんですけど、アクサについては書かれてないんですけど、
0:23:56	これは必要は、
0:24:00	ないんでしょうか。
0:24:04	慶応大学の高橋です。図面の中にですねどこまで説明を加えるかというところかと思いますが、詳細は、例えば燃料芯材の寸法につきましては、10 ページ、記載をしております。裏をシリサイドコンパクトですね。
0:24:24	こちら燃料芯材のことになるんですけども、こちらに質問等を記載をさせていただいておるといものがございます。ただですね先ほどいただいたコメントの通りですね、やはり図面の中に少し渥美でも、
0:24:40	浸透を記載した場合は、より
0:24:43	新設と言った方がいいかと思うんですけども、思いますので、
0:24:48	そうですね 4 ページのところに一応
0:24:52	4 ページの上の部分ですね、燃料診断のところに寸法と一応厚さということで記載させていただいておりますが、5 ページというところもできればと思います。どうもありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	はいわかりました
0:25:12	発表についても、4 ページとか、
0:25:16	10 ページですか、そこで入ってるということです。はい、了解しました。
0:25:25	基本、
0:25:29	規制庁の望月です。
0:25:31	趣旨ちょっと非常に細かい話になってくるんですが参考でつけていただいた資料3の、22条1項2項についての表計算書ってありまして、
0:25:42	マスキングしてあるので具体的には数字は言えませんが、1 評価に関する設計条件のところの(4) (1)のところに、現状様子周囲の幅、
0:25:55	ダスキン側の額ってあって、ここに数字が書いてあって一応ここも結局役というような形で表現されてるんです。それで、
0:26:05	次のページの、藤様括弧5 ですかね、(ウ)の両括弧5の、最後、最後の意味の燃料体の
0:26:17	負荷荷重がかかるところの、前野付さんを(5)の
0:26:23	ところでしてるんですが、全体から多分燃料、燃料要素を引いたりしていろいろ計算されてるんですが、どうやらこのこの数字を見ると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:34	両括弧 1 のこのマスキングの数字約幾つってあるんですが、この数字とはちょっと合わなくて、ちょっと大きい。
0:26:44	数字の面積で計算されてるんじゃないかなとちょっと思いまして、ちょっとそこだけ確認、確認なり実際には体力的には十分満足してるんで問題ないと思うんですが、
0:26:56	一応こういった形で参考資料でいただいてルーのであればその数字の方をもう少し正確に書いていただけると、いいんじゃないかなと思います。
0:27:12	京都大学の高橋です。コメントありがとうございます。すいませんちょっと実はちょっとお話いただいている途中でちょっと、
0:27:21	途切れ途切れになっていたんでもう一度確認をさせていただきたいんですけども、こちらの評価計算書の (1) のですねマスキングしている箇所 の寸法、
0:27:32	等の (5) にかかっ
0:27:35	ている、書かれている相当というところのこの計算のところ に幾つかちょっと間違いがあるのではないかと、いうことか と 思っているんですけども、そういった認識でよろしい でしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:47	はい、そうです既設の鈴木です。両括弧5の、2ポツ目のところで2ポツ目のところで計算されてるんですが、ちょっとその数gが少し異なってるんじゃないかなっていうふうに、
0:28:00	見まして、ちょっと確認していただければと思います。
0:28:06	承知いたしました確認をさせていただきます。もしあの辺りがあったようにちょっともしかすると説明が足りない部分もあるかもしれませんので、ちょっとその辺も踏まえてですね、確認をしていますので、ありがとうございます。はい。お願いします。
0:28:20	北野カトウです今のところなんですけれど、桁が間違っているんじゃないかっていう部分もありますし、それとも、皇居高の中で考えがあってあえてこの数字を使っているっていう考え方があるのかもしれない。
0:28:37	それから、小高の中ずっとこの数字を使っているんですけどいうことであれば、その考えっていうのを補足していただければいいと思います。以上です。
0:28:47	京大タカハシです承知いたしましたありがとうございます。
0:28:55	他ありますか。
0:29:01	水とミヨシです。もう1点ちょっと数字の、いわゆるこの背

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:07	公認で出てきてるその許容の範囲について、
0:29:11	お伺いしたいんですけど
0:29:14	盛ぶれのですね、
0:29:18	割合。
0:29:20	そういうのは、
0:29:22	これは
0:29:24	説明書っていう方にも、
0:29:27	も出てますし、
0:29:33	割合をベースに、安全側に、
0:29:37	密度が高くなるように設定してるっていうのが、
0:29:43	説明資料の方、
0:29:45	2本の
0:29:48	片括弧2の密度っていうところに書いてあるんですけども、
0:29:53	これ
0:29:56	安全側に、
0:30:00	何%とするっていう数字が出てますけども、
0:30:04	これですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:07	設置変更の方のまとめ資料の方で、この辺の寸法とか、
0:30:20	水組成ですね、そういったものが、R I 高度倍率にどのぐらい影響する かっていうそういう評価をしてて、その時に、
0:30:32	設工認の方で、
0:30:36	予想される。
0:30:38	後田尾、
0:30:40	含めて評価してるんですけども、
0:30:42	具体的に言うと
0:30:46	数字は言えませんが、まとめ資料の表の次のG-2 っていうのがあり まして、
0:30:54	そこモリブデン量っていうのが載ってるんですけども、
0:31:00	ときの、その後たを考慮すると、
0:31:09	今回提示されてる。
0:31:11	説明しろですね、説明資料の先ほどの、
0:31:15	安全側に何%とするというそういう、
0:31:19	小牧ぐらいでいいのかわかりませんが、それよりも、
0:31:24	下回る結果に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:27	Dなのじゃない限り、
0:31:30	ちょっと疑問があるんですけど。
0:31:37	この辺はどう、どういう。この辺についての説明を、
0:31:42	この数値として確認していただきたいのと、
0:31:46	どういう考え方かっていうのを整理しておいていただきたいと思いま す。
0:31:54	京都大学の高橋です。コメントありがとうございます。設置要綱に書か れている、その誤差の範囲と、
0:32:02	というものとですね問題がないかというこの今示している値というのは それを下回る可能性があるかと。
0:32:11	ということでコメントをいただいております。10 ページのところ、
0:32:18	これは実はご覧くださいこれ、
0:32:22	掘部の受領日というのが書かれておりましてその中に、その重量比もウ エイト%と、いうことを記載させていただいております、これ一に外 れるものは、
0:32:34	基本的にははじくということには、言い方は思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:39	そこで示している最小値というのがこの形になろうかと思うんですけども、
0:32:46	やはりちょっと先ほどのコメントにありますように、そちらの通知銀行との、
0:32:51	に書かれている記載ですねちょっと確認をさせていただいてですね。
0:32:56	それが当面ぐらいになるかというところで、評価等を進めたいと思います。どうもありがとうございます。
0:33:07	規制庁の三好谷津。今回 10 ページの方にその誤差が改めて、
0:33:14	もうモリブデン 10 土肥について出て、これ
0:33:20	説評価のときよりも、誤差の範囲は小さくなってるので、
0:33:25	その分、
0:33:27	そういう意味で、
0:33:30	今回の参考資料での、
0:33:33	安全最低値っていうのはもう、
0:33:36	これこうなってるっていうそういうそういう理解。
0:33:39	ができると思いましたので、
0:33:46	設置変更

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:49	に比べると、誤差は小さくなってる結果だということ。
0:33:53	であるならば、それで結構です。
0:33:59	わかりました。了解しました。
0:34:05	共同難しいコメントありがとうございます
0:34:09	まとめ資料ということなので、もう一度私たちの方でも、数字の方確認して、今回こういった形で誤差を含めて、
0:34:18	設計の方書かせていただいておりますがそのまとめ資料との記載とですねちゃんと整合とれているかというのは、確認をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。
0:34:36	ほか、何かございますか。
0:34:40	よろしいでしょうか。
0:34:45	京大さんの方から何か確認したい事項等ありますかー、
0:34:50	京都大学の喜多村でございます確認ではないんですけども最初の方に加藤様からの質問いただいていたものの、ちょっと保留させていただきました。技術喜寿はい。
0:35:03	技術基準則の 22 度との対応のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	最大使用温度 100 度未満となりの具体的な数字ということについてちょっとご回答させていただきたいんですけども、まとめ資料にもありません通り中性子発生設備または、
0:35:20	パルス状中性子発生装置を臨界状態において、使用した場合に最大の所温度上昇として 49 度、
0:35:30	を終わります。ですので 25 度スタートですので、74 度、
0:35:35	というのが具体的な数字ということになります。以上です。
0:35:56	じゃあよろしいですかね。
0:35:59	そうしましたら、本日のヒアリングを終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。
0:36:07	どうもありがとうございました引き続きよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。